いばらき県央学生定住・U J ターン促進事業 2025 企画運営・映像制作業務委託契約書

委託者と受託者とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者は、いばらき県央学生定住・UJターン促進事業2025企画運営・映像制作業務委託(以下「委託業務」という。)を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

(委託業務の履行)

- 第2条 受託者は、委託業務を実施するに当たっては、委託者の定める別紙いばらき県央学生 定住・UJターン促進事業2025企画運営・映像制作業務委託仕様書(以下「仕様書」という。) に基づいて行わなければならない。
- 2 委託者は、委託業務の実施について、仕様書に基づいた業務の遂行が確認できない場合その他必要があると認める場合は、受託者に対し業務の是正その他必要な措置を求めることができる。

(委託期間)

- 第3条 委託業務の実施期間は,契約締結日の翌日から令和8年3月13日までとする。 (委託料)
- 第4条 委託者は、委託業務に要する費用(以下「委託料」という。)として、年額金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額として、年額金 円を含む。)を受託者に支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は,免除する。

(業務工程表)

- 第6条 受託者は、委託業務の工程表(以下「工程表」という。)を委託者の指定する期日まで に委託者に提出するものとする。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者の提出した工程表について必要と認めるときは、当該 工程表の変更又は修正を受託者に指示することができる。

(監督員)

- 第7条 委託者は、監督員を置き、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変 更したときも、また、同様とする。
- 2 監督員は、契約に定める事項及びこの契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託 者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書の定めるところにより、次の各号に 掲げる権限を有する。
 - (1) 受託者又は受託者の業務主任技術者に対する委託業務に関する指示
 - (2) この契約及び仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務主任技術者との協議
 - (4) 委託業務の進ちょくの確認,仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、前項に掲げる権限を2名以上の監督員に分担させたときはそれぞれの監督員 の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく委託者の権限の一部を委任したときは 当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約に定める受託者の委託者に対する書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務主任技術者)

第8条 受託者は,委託業務の履行については,技術上の管理をつかさどる業務主任技術者を 定め,委託者に通知しなければならない。

(業務報告)

第9条 受託者は、委託者から委託業務の進ちょく状況その他必要な事項について報告を求め

られたときは、速やかに報告するものとする。

(業務完了報告等)

- 第10条 受託者は,委託業務を完了したときは,当該委託業務の成果を記載した委託業務完了報告書(以下「業務完了報告書」という。)を委託者に提出するものとする。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者から業務完了報告書の提出を受けたときは、その内容を10日以内に検査し、合格したときは、その旨を、受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により通知を受けた場合は、委託料の支払を委託者に請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定により委託料の支払の請求があった場合は、当該請求を受けた日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて はならない。

(再委託の制限)

第12条 受託者は、委託業務の全部又は一部を他に委託してはならない。ただし、書面により 委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

- 第13条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 受託者がこの契約に違反したとき。
 - (2) 期限内に委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
 - (3) 警察署長その他の捜査機関からの通報等により受託者が水戸市建設工事等からの暴力 団等の排除に関する要項(平成20年水戸市告示第16号)別表に掲げる要件に該当することが判明したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託者に損害が生じたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害の賠償額は、委託者・受託者協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第14条 受託者は,委託業務の実施に際して知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。委 託業務完了後も,また,同様とする。

(帳簿等の保存)

第15条 受託者は、委託業務について受託者が所持する会計に関する帳簿その他の書類を、当該委託業務完了日から5年間保存するものとする。

(法令等の遵守)

第16条 この規定に定めるもののほか,受託者は,契約履行に関して日本国の法令及び本市の 条例,規則等を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、委託者・受託者協議の上、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者・受託者記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

水戸市中央1丁目4番1号 委託者 いばらき県央地域移住・定住促進協議会 会長 坪井 正幸

受託者